

エネルギー 環境保全政策について再質問書

2002年 7月 5日

環 境 大 臣 大 木 浩 様
経 済 産 業 大 臣 平 沼 赳 夫 様

私たちは4月1日、5月13日、温暖化防止策の強化とエネルギー政策の抜本的な転換を求めて政府に申し入れを行うとともに、環境省・経済産業省などとの意見交換を行いました。申し入れの後、はっきりしなかった点について質問し環境・経産の両省から文書で回答をえしました。しかし、残念ながら、文書回答を含めて十分説明がなされていない点、議論が尽くされていない点が数多く残されています。

我が国では、6月の初めに京都議定書が批准され、また国会では、温暖化対策三法（新エネルギー発電特措法）、『省エネ法』改正と『温暖化対策推進法』改正が成立しました。『エネルギー政策基本法』も成立しました。温暖化・エネルギー関連法の成立によって、その具体的実施が日程に上ってきています。これとは別に、最近、中央環境審議会が『我が国における温暖化対策税制について』（中間報告）をとりまとめました。

以上の点を踏まえ、私たちは以下の項目について経済産業、環境の両省に再度質問します。回答お願いします。

1. 電力自由化と原発について

(1)経済産業省の北川議員への文書回答（今年5月）では、原子力発電原価5.9円には、国内での再処理コスト0.36円/kwh（正しくは、『衆議院調査局報告書』や『原子力発電の経済性について』に係わる計算書』等の数値0.63円/kwhではないか）、MOX燃料製造コスト0.7円/kwhも含まれるということでした。

この試算のもとになる核燃料サイクル関係のデータは開示されていません。公共料金に関わるデータなので開示は当然だと思いますが、平沼経済産業大臣は、4月18日の衆議院経済産業委員会において、開示により事業者等の競争上の利益等が侵害される恐れがあるからと「不開示」の理由を述べています。競争上の利益とはいかなる業者間の競争に関わるどんな利益ですか。不開示の場合、国民の知る権利が侵害されてもよいのですか。

再処理コストには再処理工場の解体・処分、補修費用は算入されていますか。

再処理を含む『核燃料サイクル試算前提条件』（衆議院調査局報告書）では、『一定量の核燃料が再処理・リサイクルにより繰り返し使用される』とされていますが、繰り返し行われるプルサーマルの使用済み燃料の再処理コストはどのように試算しているのですか。

(2)経済産業省は北川議員への文書回答（今年5月）で、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会で効率化や原子力の推進という課題の追求が損なわれることのない電力供給システムの構築に向けた検討がなされる」と述べていますが、そのシステムとはどんなものですか。このシステムは電力自由化のもとで進行し、あるいは発生する恐れのある以下の事態にどのように対応するのですか。

分散型電源の普及・拡大と電気事業者が供給する電力の伸びの相対的低下。

定検間隔の長期化、定検項目の削減、稼働率の向上などによる原子力のいっそうの経済性の追求に伴って生じる事故の危険。

予想される原発への巨額の投資がもたらす電力会社の経営困難と危機。

六ヶ所村再処理工場における巨額の『回収不能コスト』の発生。

(3)原発の建設が思うように進まない中、『温暖化防止策』の一つとして、政府・与党が原発建設に対して補助金の導入を検討しているとの報道がなされました（2002年2月8日『共同通信』）。経済産業省は、電力の自由化を進める一方で、電力業界を優遇するような措置を支持し進めるのですか。

原発への具体的補助のあり方として、発電(kwh)の促進(kwh当たり一定の補助金の支払い)、投資

の促進（投資に対する直接的な補助または加速償却の容認）、バックエンドに対する支援」が提唱されています（電力中央研究所矢島正之「エネルギーフォーラム／2002.7」）。このような支援なしに、原発推進は可能なのですか。

2. エネルギー政策基本法と三原則（安定供給、環境適合性、市場経済性）について

（1）法律案の提案者・斉藤議員は国会審議で、原子力が「三つの哲学（安定供給性、環境適合性、市場経済性）に原子力が適合しないということになれば、（原子力は）その中に取り入れられない」と答弁しています。原子力は三つの哲学（原則）に矛盾なく適合すると思いますか。理由を含めて答えて下さい。

（2）第三条の環境へ適合には放射能や有害物質による汚染、自然破壊という環境への負荷を与えないことも含みますか。環境への適合をはかるために転換すべきエネルギーがなぜ「化石燃料以外のエネルギー」（非化石エネルギー）なのですか。なぜ自然エネルギー、再生可能エネルギーと明記しないのですか。

（3）第12条に、「エネルギー基本計画」は経済産業大臣が「関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて」案を作成し、「閣議の決定を求めなければならない」とあります。

この計画と「新エネルギー導入目標」や「新エネルギー等電気利用目標」、「京都議定書達成計画」とはいかなる関係にありますか。

第8条は「新エネルギーの活用に努める」と「国民の努力」をうたっていますが、廃棄物発電もエネルギー基本計画に盛り込まれ、国民が努力するものに含まれますか。

核燃料サイクルを含めた原子力もエネルギー基本計画に盛り込まれますか。

エネルギー基本計画の実施に要する経費は国のいかなる予算から確保するのですか。

「エネルギー基本計画」（案）作成の際、国民への説明責任、国民の意見の反映はどのように保障しますか。

（4）第6条の「地方公共団体の責務」に関して、国会審議で国の方針を地方に中央集権的に押しつけるものではないとの答弁がなされていますが、地方の意見は「基本方針」にどのように反映されるのですか。

（5）第14条「エネルギーに関する知識の普及等」について、提案者の斉藤議員は、これには学校教育も含まれ原子力の知識の普及も必要だと国会で答弁しています。学校教育においては、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）などの見解も正しく伝えるべきだと考えますが、この点、どのように考えますか。

CSD（持続可能な開発委員会）は持続可能な開発の目標達成にとってエネルギーは中心となると述べています。グローバルな観点からも、エネルギーの知識の普及をはかるべきではないですか。この点、どうしますか。

（6）第2条「安定供給の確保」のエネルギーの安全保障には軍事的側面を含みますか。

「エネルギー輸送体制の整備」がシーレーンの確保を含む（法案起草者の加納時男参議院議員の発言）とすると、「集団的自衛権」を認めていない憲法に違反するのではないですか。

エネルギーに関する「適切な危機管理」では、原発など原子力施設へのテロ攻撃も想定していますか。

3. 新エネルギー発電特措法と廃棄物発電について

（1）新エネルギー発電特措法の衆議院付帯決議の廃棄物発電について、経済産業省の北川議員への文書回答で「抑制的観点」というのは「本来再使用・再生利用すべき廃棄物の焼却が促進されないよう」にするとされていますが、二酸化炭素の排出量の削減への配慮は含まれないのですか。

（2）経済産業省の「地球温暖化防止大綱における新エネルギー導入対策に伴うエネルギー起源二酸化炭素削減量の推計について」（平成14年5月）は、新エネルギー発電導入に伴う削減量の推計では、廃棄

物の焼却に伴う二酸化炭素の排出増大がないことを前提に、新エネルギー発電が石炭火力発電と置き換わると近似的に評価しています。しかし、電力自由化の下で価格競争が激化し、化石燃料の中では石炭火力への燃料シフトが起こること、また新エネルギー発電の中での廃棄物発電のウェイトがさらに高まるということが考えられ、新エネルギー発電導入によって2010年に二酸化炭素を約4千万 MtC 削減できるというのは過大評価ではないですか。廃棄物がこれまで以上に焼却される分だけ、逆に、二酸化炭素が余分に排出されませんか。

(3)環境省の「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の排出源毎の温室効果ガス排出量算定手法に基づき、廃棄物焼却全体、廃棄物発電の温室効果ガス排出量の90年以降2000年までの推移、および2010年の推定値を示して下さい。

(4)廃棄物の焼却はダイオキシンはもとより有害な化学物質を発生させ、環境中に排出します。

現に稼動する廃棄物発電を含む廃棄物の焼却によって発生するダイオキシン、NO_x、SO_x以外の有害化学物質や重金属の調査結果を公表して下さい。

廃棄物発電を進めるサニックスは、「ダイオキシン等有害物質を発生させないために、燃料となるプラスチックについて、徹底した品質管理」を行っていると宣伝しています(同社パンフレット)が、廃棄物発電燃料について国としていかなる規制を行っていますか。

重金属のリスク軽減の取り組みが国際的に求められていますが、我が国はどのような取り組みを行いますか。

4. 京都議定書目標達成計画(以下「達成計画」と)と炭素税について

(1)「地球温暖化対策の推進に関する法律の改正」に対する衆議院の付帯決議は、「目標達成計画」の策定段階から国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること」を政府に求めています。環境税などを含めて幅広い議論を行うために具体的にどのような場を設けますか。各地で公開討論会を開くべきではないですか。

(2)中央環境審議会の「我が国における温暖化対策税制について」(中間報告、2002年6月)は道路等の特定財源等について、「税制のグリーン化」を提案しています。

「中間報告」は道路特定財源である揮発油税等の暫定税率が来春の期限切れで本則税率に戻れば、CO₂排出量が90年比で2.2%増大することを指摘し、税率水準を維持し、炭素含有量を加味した課税標準とする可能性を提起しています。なぜ、炭素含有量を加味した税率の上乗せは考えられないのですか。

「税制のグリーン化」という場合、二酸化炭素の排出を削減するだけでなく、ディーゼル微粒子をはじめとする浮遊粒子状物質や放射能汚染を削減するものでなければならない、とくに原発の推進を目的とする電源特別会計は見直さなければならない、と私たちは考えますが、環境省はどのように考えますか。また、電源特別会計のお金は石炭火力発電の推進にも使われてきており、排出原単位を悪化させる燃料転換は抑制すべきとの観点からも、電源特別会計は見直さなければならないと考えますが、環境省はどのように考えますか。

経済産業省は、これまでの意見交換や文書回答では炭素税の導入の是非については、検討するという事で答えていませんが、何をいつまで検討し結論を出すのか答えて下さい。

経済産業省で具体的に炭素税のあり方を検討する審議会が作られていない現状では、財務省及び環境省と共催で炭素税のあり方について検討する審議会を設立すべきではないですか。

アンダーライン部分は、7月5日提出分に新に追加した

地球救出アクション97事務局 稲岡美奈子

EX-11 minako-i@estate.ocn.ne.jp